

津市契約事務検討会議設置要綱

平成18年1月1日訓第4号

改正 平成19年3月30日訓第48号

平成20年3月31日訓第26号

(設置)

第1条 本市における建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）等の入札その他の契約に係る事務（以下「契約事務」という。）の適正かつ円滑な処理を推進するとともに、契約事務のより一層の透明性及び公平性等の確保を図ることにより、当該入札の公正自由な競争に資するため、津市契約事務検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事等の入札手続の在り方に関すること。
- (2) 契約事務の処理方法に係る調査研究に関すること。
- (3) 契約事務に係る関係各課等の相互間の連絡調整に関すること。
- (4) その他契約事務の処理に係る検討に関すること。

(構成)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長には副市長、副会長には政策財務部長をもって充てる。

3 委員には、津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号）第3条第3項第1号に規定する委員に任命された職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者から意見を聴き、又は関係職員に対して説明を求めることができる。

(報告)

第7条 会長は、検討会議の会議が開かれたときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、総務部調達契約課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓第48号)

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓第26号)

この訓は、平成20年4月1日から施行する。